

最低賃金 1000 円以上を求める裁判の公正判決を求める要請書

拝啓 石井裁判長様

日本の歴史上はじめての最低賃金裁判は、いよいよ判決の日が近づいてきました。
石井裁判長！

あなたは、被告国の執拗な「門前払い、裁判打ち切り」の主張を退け、4 人の原告本人尋問も採用されました。

あなたの書かれる判決文において、憲法 25 条と最低賃金法 9 条 3 項に違反する国の行為＝最低賃金の超低額放置を断罪する判決を下すことを強く求めます。

特に、国の「生活保護と最低賃金を比較するごまかしの計算式」(下段「5つのごまかし」)について、踏み込んだ司法の判断を下していただくことを強く求めます。

石井裁判長！

「ただ働いて帰って寝るだけ」、「食費を減らし、病院にも行けず、命を削って働く」。最低賃金ぎりぎり働き、生きる人々の深刻な実態は、法廷での原告陳述と証人尋問で十分ご理解いただけたと思います。

神奈川県で 50 万人以上にも上る最賃ぎりぎり必死に生きる労働者とその家族に「人たるに値する生活」に引き上げる歴史的判決を下されることを強く求めます！

敬具

氏 名	氏 名

【取扱組織】

最低賃金と生活保護の「乖離解消」とする国・厚生労働省の「5つのごまかし」

【労働時間】 最低賃金と生活保護を比較するにあたり、時給で定められる最低賃金に、毎月の労働時間として 173.8 時間を掛けている点です。173.8 時間を掛ける根拠は、この数字が労働基準法上想定される最長の所定内労働時間だからです。しかし、国が行っている毎月勤労統計調査を見ても、一般労働者の所定内労働時間は、過去数年 155 時間前後で推移しています。そのため、173.8 時間を掛けることは、実態よりも、所定内労働時間を大幅に水増しするものです。

【沖縄県と比較】 公租公課の負担を除去して最低賃金と生活保護とを比較するため、0.859 という係数を掛けている点です。この係数は、沖縄県の公租公課の負担率を根拠として定められています。しかし、沖縄県は全国で最も最低賃金の額が低いため、公租公課の負担率も全国で最も低くなっています。そのため、神奈川県で働く労働者の公租公課の負担率は、中央最低賃金審議会が計算に用いる沖縄県の公租公課の負担率よりも、もっと高くなっています。それにもかかわらず、沖縄県の数字を神奈川県でも用いることは、神奈川県の労働者の公租公課の負担を過小評価するものです。

【勤労経費】 勤労経費が全く考慮されていない点です。最低賃金で働いている人も、労働によって収入を得るには、労働に伴う一定の経費が必要となります。そこで、勤労経費を差し引いた金額と生活保護とを比較しなければ、正しい比較となりません。現に、労働によって収入を得ながら生活保護を受給する場合にも、勤労経費は考慮されています。ところが、中央最低賃金審議会が最低賃金と生活保護を比較するにおいて、勤労経費の点は全く考慮されていないのです。

【生活保護地域】 級地間の調整です。最低賃金は、各都道府県ごとに一律の金額で定められています。他方、生活保護は、各都道府県を複数の級地に分け、生活保護の支給額を決めています。そこで、中央最低賃金審議会の計算では、人口加重平均によって生活保護の平均額を求め、最低賃金と比較しています。しかし、生活保護の平均額を上回っていても、平均額以上の生活保護の支給を受けている人もいるのですから、逆転状態を解消したことにはなりません。

【低家賃】 住宅扶助費です。中央最低賃金審議会の計算では、生活保護の住宅扶助費について、実績値を用いて最低賃金との比較を行っています。しかし、この点も、実績値を上回っていても、実績値以上の住宅扶助費の支給を受けている人もいるのですから、逆転状態を解消したことにはなりません。

最低賃金 1000 円以上を求める裁判の公正判決を求める要請書

拝啓 石井裁判長様

日本の歴史上はじめての最低賃金裁判は、いよいよ判決の日が近づいてきました。

石井裁判長！

あなたは、被告国の執拗な「門前払い、裁判打ち切り」の主張を退け、4 人の原告本人尋問も採用されました。

あなたの書かれる判決文において、憲法 25 条と最低賃金法 9 条 3 項に違反する国の行為＝最低賃金の超低額放置を断罪する判決を下すことを強く求めます。

特に、国の「生活保護と最低賃金を比較するごまかしの計算式」(下段「5つのごまかし」)について、踏み込んだ司法の判断を下していただくことを強く求めます。

石井裁判長！

「ただ働いて帰って寝るだけ」、「食費を減らし、病院にも行けず、命を削って働く」。最低賃金ぎりぎり働き、生きる人々の深刻な実態は、法廷での原告陳述と証人尋問で十分ご理解いただけたと思います。

神奈川県で 50 万人以上にも上る最賃ぎりぎり必死に生きる労働者とその家族に「人たるに値する生活」に引き上げる歴史的判決を下されることを強く求めます！

敬具

団体名

所在地

代表者名

最低賃金と生活保護の「乖離解消」とする国・厚生労働省の「5つのごまかし」

【労働時間】 最低賃金と生活保護を比較するにあたり、時給で定められる最低賃金に、毎月の労働時間として 173.8 時間を掛けている点です。173.8 時間を掛ける根拠は、この数字が労働基準法上想定される最長の所定内労働時間だからです。しかし、国が行っている毎月勤労統計調査を見ても、一般労働者の所定内労働時間は、過去数年 155 時間前後で推移しています。そのため、173.8 時間を掛けることは、実態よりも、所定内労働時間を大幅に水増しするものです。

【沖縄県と比較】 公租公課の負担を除去して最低賃金と生活保護とを比較するため、0.859 という係数を掛けている点です。この係数は、沖縄県の公租公課の負担率を根拠として定められています。しかし、沖縄県は全国でも最低賃金の額が低いため、公租公課の負担率も全国でも最も低くなっています。そのため、神奈川県で働く労働者の公租公課の負担率は、中央最低賃金審議会が計算に用いる沖縄県の公租公課の負担率よりも、もっと高くなっています。それにもかかわらず、沖縄県の数字を神奈川県でも用いることは、神奈川県の労働者の公租公課の負担を過小評価するものです。

【勤労経費】 勤労経費が全く考慮されていない点です。最低賃金で働いている人も、労働によって収入を得るには、労働に伴う一定の経費が必要となります。そこで、勤労経費を差し引いた金額と生活保護とを比較しなければ、正しい比較となりません。現に、労働によって収入を得ながら生活保護を受給する場合にも、勤労経費は考慮されています。ところが、中央最低賃金審議会が最低賃金と生活保護を比較するにおいて、勤労経費の点は全く考慮されていないのです。

【生活保護地域】 級地間の調整です。最低賃金は、各都道府県ごとに一律の金額で定められています。他方、生活保護は、各都道府県を複数の級地に分け、生活保護の支給額を決めています。そこで、中央最低賃金審議会の計算では、人口加重平均によって生活保護の平均額を求め、最低賃金と比較しています。しかし、生活保護の平均額を上回っていても、平均額以上の生活保護の支給を受けている人もいるのですから、逆転状態を解消したことにはなりません。

【低家賃】 住宅扶助費です。中央最低賃金審議会の計算では、生活保護の住宅扶助費について、実績値を用いて最低賃金との比較を行っています。しかし、この点も、実績値を上回っていても、実績値以上の住宅扶助費の支給を受けている人もいるのですから、逆転状態を解消したことにはなりません。